




## 慢性疾病を抱える児童等のサービス利用に関する調査に御協力をお願いします

宮城県保健福祉部疾病・感染症対策室



### 1 この調査は何のために行うのですか？

宮城県が、今後の「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を進めていく上で、重要な基礎資料とするために行うものです。

### 2 「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」とは、何ですか？

児童福祉法の改正により、平成27年1月から都道府県に義務付けられた事業で、慢性疾病を抱えるお子さんやその御家族、その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行うものです。事業の内容については、同封のリーフレットを御覧ください。なお、宮城県では本事業を、「東北大学病院」へ委託しています。

### 3 なぜ私に調査票が送られてきたのですか？

本調査は、平成29年11月30日現在、有効な「小児慢性特定疾病医療受給者証」をお持ちの全ての保護者（申請者）の方へ、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書の内容をもとに、お送りしています。（御家庭内に、受給者証をお持ちの方が複数いらっしゃる場合は、調査票も複数送られることがあります。）

### 4 個人情報 はきちんと守られますか？

本調査は無記名で行い、個人を識別することはありません。

御回答いただいた内容は、全て統計的に処理され、統計調査や研究、今後の自立支援事業の内容検討以外の目的で使用することはありません。

### 5 調査の結果は公表されるのですか？

皆様の御回答から、今後の検討課題を明らかにし、報告書としてまとめ、区市町村をはじめとする関係機関に広く還元します。また、宮城県保健福祉部疾病・感染症対策室のホームページ等でも公表する予定（平成30年4月予定）です。

### 6 調査票に記載されているサービスの内容は？

別添「保健医療福祉サービス情報（抜粋版）」をご覧ください。保健医療福祉サービス情報の完全版は、宮城県のホームページに掲載されています。

### 7 調査に関するお問い合わせ

記入方法等の御不明な点は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

宮城県保健福祉部疾病・感染症対策室難病対策班

TEL：022（211）2636

※お問い合わせは、9:30～17:00（土日・祝日を除く）